財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
172	地域	10	とやま地域共生福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム（富山型デイサービス）施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	高齢者、障害者、児童等多様な利用者を同時にケアする富山型デイサービスでは、職員の負担が大きいことから、報酬上、「地域共生加算（仮称）」の創設を求める。	1回目	厚生労働省老健局振興課社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	介護保険法 障害者総合支援法	C	－	高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を創設することを盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年5月26日に成立したところである。 共生型サービスの施行は平成30年4月1日であるが、基準・報酬については、平成30 年度の介護・障害報酬改定において、現行の障害福祉制度の基準該当サービスの報酬が、障害支援区分を勘案していない、基本的に加算の仕組みがない等の課題を含め、必要な対応を行うこととしている。これにより、ご提案の一部は措置できるものと考えている。 残るご提案の「地域共生加算（仮称）」の創設については、まずは共生型サービス施行状況を踏まえる必要があると考えており、また、介護・障害報酬は、社会保障審議会介護給付費分科会の審議等を経て決定されるものであり、特区制度による財政支援措置としては対応できない。		d	共生型サービスの基準・報酬の対応については平成30年度の介護・障害報酬改定において対応するとのことであり、本提案が実質的に実現する場合には、厚生労働省の見解を了解したいが、現時点では、当該検討の状況を踏まえた上で協議を継続することとしたい。		厚生労働省からは、「共生型サービス」の基準・報酬について、平成30 年度の介護・障害報酬改定において必要な対応を行うこととしていることから、要望の一部は実現できるものの、「地域共生加算（仮称）」の創設については、まずは共生型サービス施行状況を踏まえる必要があること、また、介護・障害報酬は、社会保障審議会介護給付費分科会の審議等を経て決定されるものであることから、対応できないと回答されているところである。 指定自治体の要望を実現するためには、平成30年度の介護・障害報酬改定における対応が必要であり、これについて今回の協議の中で結論を得ることは困難であるため、一旦協議を終了する。 厚生労働省は今後、指定自治体から再度提案があった場合は、当該検討の状況を踏まえた上で指定自治体と協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目											
173	地域	10	とやま地域共生福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム（富山型デイサービス）施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	基準該当障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業者と同様のサービスを行った場合でも、「食事提供体制加算」を除いて加算が算定されない。特に、基準該当事業所における「送迎加算」については、国と地方の協議等により、平成24年度に算定対象となった経緯があるが、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域により算定基準に格差が生じているとして、都道府県の独自基準による取扱いを廃止されたところである。 質の高いサービスを提供するためには報酬と評価される仕組みが不可欠なことから、指定障害福祉サービスで適用される加算を、基準該当サービスでも適用するよう求める。	1回目	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C	－	基準該当障害福祉サービスについては、指定障害福祉サービスとしての基準を満たしていなくても、介護保険事業所等の人員基準、設備基準等を満たしている場合に、市町村の裁量で、障害福祉サービスの実施を可能とする特例的な性格を持つものである。 一方、報酬の加算は、指定障害福祉サービスとしての基準を満たした上で、追加の支援や質の高いサービスを提供する事業者を上乗せで評価するものであり、基準該当障害福祉サービスに対して加算を行うことは適当ではない。また、基準該当障害福祉サービスについては、定員超過の場合や人員欠如の場合の減算も行わないこととしており、それにより、指定障害福祉サービスとの公平性を確保している。 また、報酬は、全国一律のものとして決定されるべき性質のものであるため、そもそも、特区において特例的に加算を算定できるようにする取扱いは適当ではない。		d	共生型サービスの基準・報酬の対応については平成30年度の介護・障害報酬改定において対応するとのことであり、本提案が実質的に実現する場合には、厚生労働省の見解を了解したいが、現時点では、当該検討の状況を踏まえた上で協議を継続することとしたい。		厚生労働省からは、指定障害福祉サービスとしての基準を満たしていない特例的な「基準該当」の障害福祉サービスと、基準を満たし、「指定」を受けている障害福祉サービスとで、同じように加算を認めることは適当ではなく、また、報酬は全国一律のものとして決定されるべき性質のものであるため、そもそも特区において特例的な加算を算定できるような取扱いは適当ではないと回答されているところである。 指定自治体の要望を実現するためには、平成30年度の介護・障害報酬改定における対応が必要であり、これについて今回の協議の中で結論を得ることは困難であるため、一旦協議を終了する。 厚生労働省は今後、指定自治体から再度提案があった場合は、当該検討の状況を踏まえた上で指定自治体と協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目											